

<別紙1>

小児シミュレータによる教育支援システム導入業務 仕様書

1. 納入品目

レールダルメディカルジャパン株式会社製 SimJunior

1 式

納入機種については、以下の仕様をすべて満たすものとする。

2. 仕様

2-1 小児シミュレータ Simjunior

(1) 基本仕様

コード : 232-05050

メーカー: レールダルメディカルジャパン株式会社

(2) 必要構成

モデル本体	1 体
操作・モニタ端末 (タブレット)	1 点
Simpad PLUS ライセンス	1 点
Simpad PLUS システム	1 点
USB ウェブカメラ	1 式
SpO2 プローブ USB 接続対応	1 点
取扱説明	1 式

(3) 必要条件

1 小児シミュレータ Simjunior について、下記の実施可能なトレーニング及び機能を有すること。

- 1.1 用手気道確保が可能なこと。
- 1.2 バッグバルブマスクが使用可能なこと。
- 1.3 各種気道確保デバイスの使用が可能なこと。
- 1.4 経口および経鼻気管挿管が可能なこと。
- 1.5 挿管困難症例 (舌浮腫) の再現が可能なこと。
- 1.6 気道閉塞 (左右別) の再現が可能なこと。
- 1.7 自発呼吸による胸郭の上下が可能なこと。
- 1.8 脈拍の触診が可能なこと。
- 1.9 カフを用いた血圧測定 (触診法および聴診法) が可能なこと。
- 1.10 血圧に応じた脈拍強度の変化が可能なこと。
- 1.11 胸骨圧迫、および連動した脈拍や ECG アーチファクトの再現が可能なこと。
- 1.12 実機を用いた心電図モニタリングが可能なこと。
- 1.13 実機を用いた除細動および体外ペーシングが可能なこと。
- 1.14 IV トレーニングが可能なこと。
- 1.15 IO (骨髄穿刺) トレーニングが可能なこと。
- 1.16 専用患者モニタによる下記項目の再現が可能なこと。
心電図 (3 誘導および 12 誘導)、心拍数、SpO2、脈波、EtCO2、カプノグラム、
血圧 (観血および非観血)、呼吸数、体温
- 1.17 肺音 (正常・異常) の再現が可能なこと。
- 1.18 心音 (正常・異常) の再現が可能なこと。
- 1.19 腸部音 (正常・異常) の再現が可能なこと。
- 1.20 発声の再現が可能なこと。

1. 21 痙攣の再現が可能なこと。
1. 22 異なる瞳孔の再現（縮小・散大）が可能なこと。
1. 23 2種類の操作モード(オートモード・マニュアルモード)を選べること。
1. 24 シナリオ作成・編集・保存が可能なこと。
1. 25 処置記録（ログ）の保存・事後閲覧が可能なこと。

3. 納入に関する付帯作業について

3-1. 納入場所

公立大学法人福井県立大学 永平寺キャンパス 看護福祉学部棟1階 N-114

3-2. 設備要件搬入

- ① 電源は、単相 100V、60Hz の AC 電源である。これ以外の電源で稼働する装置には電源変換、周波数変換などの設備を用意すること。
- ② コンセントの形状の違いは、受注者で変換アダプターを用意すること。

3-3. 搬入、設置、配線、調整等

本機器を指定する設置場所に搬入し、設置、配線ならびに調整を行い、各機器の動作確認を行うこと。

3-4. 納入期限

令和5年8月31日

3-5. 保守サービス体制について

納入物件の引渡し後1年以内に納入業者の責任による欠陥が生じた場合（消耗品は除く）には、無償にて修理または代品を納入するものとする。

3-6. その他

- ① 納入については、業務の支障のないように配慮し、計画的に行うこと。
- ② 本学施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、必要があれば納入経路に養生を施すこと。
- ③ 本件調達物品を本学職員により指定された場所に納入し、設置、調整等、本機器を正常に稼働するために必要な作業を行うこと。そのために発生する運賃、設置費、人件費等の諸経費はすべて納入業者が負担すること。
- ④ 他で使用履歴がないものであること。
- ⑤ 引渡し後、速やかに使用できる状態で納入すること。
- ⑥ 納入・設置時に既存の設備に不具合が生じないようにすること。また、不具合が生じた時には納入業者の負担により原状回復を行うこと。
- ⑦ 本機器の搬入、設置、通配線、調整等については本学職員の指示に従って行うこと。
- ⑧ 操作マニュアルは1部以上を提出すること。
- ⑨ 引渡し完了後、納入者の立ち会いにより、本学担当教員に対して取扱説明を行うこと。

4. 保守の範囲について

保守サービスの対象は、納入した機器に限るものとし、その範囲は調整を含む障害部品交換とする。納入者は、ここに定める保守および障害者復旧作業を行った時は、速やかに書面により発注者に報告するものとする。

5 保守の例外

以下の各号に定める事項が起こった場合は保守の範囲に含まれないものとする。

- ① 天災、地変、その他納入者の責に帰することのできない理由により生じた故障の修理。
- ② 発注者の不敵切な機器の使用、または取扱による故障の修理。